

輸入（譲受）申告書（F-1250）

「譲渡人の住所及び氏名（署名）」の欄には、自動車の譲受けの場合にのみ記載する。

「代理人の住所及び氏名（印）」欄には、譲受人が通関業者等に通関手続を依頼した場合に通関業者等の住所、氏名を記載し、通関業者等の印を押す。

申告書上段の「申告種別符号」、「申告番号」等及び中段の「品名」、「番号」、「統計細分」、「単位」、「正味数量」、「申告価格」、「減免税条項適用区分」、「内国消費税等の記号」及び下段の「個数・記号・番号」、「関税法第70条関係許可承認等」の欄の記載は輸入（納税）申告書の場合に準じて行う。

「税表細分」、「内国消費税等課税標準額」、「税率」、「種別等・税率」、「関税額」、「内国消費税等税額」及び「税額合計」欄には、記載を要しない。

「承認番号」欄には、合衆国財産を合衆国軍機関から譲り受けることにつき、日本国政府（経済産業省）が合衆国軍機関に対して同意した旨を記載した「同意書」の番号を記入する。

「契約書等」欄には、譲渡人が合衆国軍隊、公認調達機関又は歳出外資金機関であるときは、譲受けに関する契約書又はこれに代わるべき書類の添付が必要であるので、その添付の旨をチェックする。

- (1) 1 申告書として記載できる品目の範囲は、申告書上欄の各項目に記載すべき事項が共通している品目とする。
- (2) 品名欄の各欄の課税価格が20万円以下のものの申告については、輸入（納税）申告書の少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領に準ずる。